因島技術センター受託研修生受入規定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制定　平成15年４月１日

（趣旨）

第１条　この規定は、因島技術センター（以下「本校」という。）における受託研修生の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この規定において「受託研修生」とは、企業等の研修委託の申請に基づき、本校で研修生として受入れを許可された者をいう。

　（申請）

第３条　企業等の長は、新規採用者、中途採用者等の研修を本校に委託しようとするときは、研修委託申請書（様式第１号）により、因島技術センター長（以下「センター長」という。）に願い出なければならない。

　（許可）

第４条　センター長は、前条の願い出があったときは、本校の運営に支障がないと認められたものに限り、受託研修生として受入れを許可することができる。

　（遵守義務）

第５条　受託研修生は、本校の諸規則を遵守し、センター長の指示に基づいて研修しなければならない。

（許可の取消等）

第６条　センター長は、受託研修生が前条の規定に違反し、又は受託研修生としてふさわしくない行為があった場合は、当該受託研修生の研修を停止させ、又は研修の許可を取り消すことができる。

（補則）

第７条　この規定に定めるもののほか、受託研修生に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附　則

この規定は、平成15年４月１日から施行する。

様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

因島技術センター長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

研　修　生　委　託　申　請　書

　このたび、貴校において当社職員を研修させたく、別紙研修生名簿を添えて申請いたしますので許可くださるようお願いいたします。

　なお、許可のうえは、下記の事項を遵守いたします。

記

１．研修に際しては、貴校の諸規定を遵守させるとともに、貴校の責任者の指示に従わせます。

２．万一研修生の故意又は過失による事故等により、貴校に損害を及ぼした場合又は研修生が被災した場合は、当方が一切の責任を負います。

以　上

令和6年度因島技術センター**配管艤装初級専門技能研修**申込書

**◆企業情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 所在地 | (〒　　　　-　　　　　) |
| 資本金 | 円 | 従業員数 | 人 |
| 研修担当者所属 |  | 研修担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |

**◆研修生情報**

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用保険被保険者番号 |  |
| フリガナ |  |
| 研修生氏名 |  |
| ※修了証書などに印字しますので誤記載のないように注意してください |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　 | 年　齢 | 　　　　歳 |
| 現住所 | (〒　　　　-　　　　　) |
| 電話番号 |  |
| 最終学歴(学校名、学部、学科) | 学校　　　　　　　部　　　　　　　学科 |
| 職種・経験年数 | 職　　 | 年　　　ヶ月　　 |
| 保有資格等 | (NK CS-M-A-２F、MW-P-B-CS-t9-PA-ss mb　等)  |
| 駐車場希望の有無 | □ 希望あり　　・　　　□ 希望なし |

令和　　　年　　　月　　　日

因島技術センター運営協議会　会長　高田　光紀　　様

上記のとおり、因島技術センター配管艤装初級専門技能研修へ申込みます。

 代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞